

森林審議会審議概要

R4.12.14（水） 13:30～16:00 場所：県庁本館講堂	出席者 委員：14名中13名（委員1名欠席） 県：副知事、次長、各課・室長、工事検査監等
発 言 者	発 言 内 容
○副知事挨拶 ○会長挨拶 ○議 事	1 諮問事項 大淀川地域森林計画（案）について 2 報告事項 ・第八次森林・林業長期計画に基づく令和3年度の取組について ・令和3年度、令和4年度における林地開発許可実績について
○質疑 委員 事務局	【諮問事項】 〈大淀川地域森林計画（案）について〉 人工林の齢級構成について、10齢級が減って14齢級、15年齢級以上が増えているが、10齢級のところが集中して主伐が行われたのか。 また、齢級構成の平準化はどのような動きになっているのか。 伐採により面積の少ない9齢級が1齢級ずれた結果もあると思うが、10齢級を中心に伐採された可能性は高いと思う。 齢級構成の平準化については、高齢級を中心とした計画的な伐採や再造林により若返りを図ることや、風倒などの被害に遭いにくく地位が高い場所については、長伐期施業を推進していくなど、総合的に取り組んでいきたい。
委員	伐採量が増加傾向であるが、木材の価格が上がったからなのか、新規参入の事業者が増えてきたからか、理由を聞きたい。 また、人工造林面積が500ha程度で推移しているが、造林作業者数の推移はどうなっているのか。
事務局	木材需要の高まりから伐採量が増えたのが一つの要因である。また、新規参入者が増えたのも確かである。そのような要因が重なって増えたので

はないかと推測している。

造林作業者の推移については、主に造林作業に携わっている森林組合の作業班の職員数になるが、平成21年度の378人に対し、令和2年度は289人と、約10年間で2割程度減っている状況である。

事務局

国勢調査結果では、平成27年の本県の林業就業者数は2,222人だったのが、5年後の令和2年の調査では2,420人と1割程度増加している。

また、森林組合の育林従事者数については、伐採の作業員に比べて造林の作業員は、人手が足りないと現場の話をよく聞くため、再造林率が低くなってしまふ要因の一つだと考えている。

県としては、造林作業班を編成した素材生産業者への補助金や、造林作業の軽労化や省力化のための資機材購入に対する補助金などにより対応しているところである。

委員

栃木県の森林組合が、下刈の省力化のためドローンを使って除草剤を散布するとの新聞記事を見たが、本県の取組について伺いたい。

事務局

県では、平成29年度からドローンを活用した除草剤の散布を試験的に行ったが、斜面に均一に散布するための技術的な課題等が判明した。

今後は、全国的に活用されてる事例の情報収集を行い、技術的な課題が解決できるのであれば、取り組むことも考えられるが、今のところ本県では、実用化に向けた取組は進んでいない状況である。

事務局

今年度と来年度で、リモコン式の無人機械を使った下刈の省力化の実証事業に取り組むこととしている。県森林組合連合会に委託し、先日、宮崎大学やメーカー、森林組合の関係者等が集まって協議をしたところである。このような取組を進めながら、下刈の省力化を進めていきたいと考えている。

委員

大淀川計画区について、11齢級から13齢級が他の地域よりも多い。

高齢級になれば、木の価値が上がれば良いが、経済的な材としての評価について、県はどう考えているのか。

事務局

大淀川流域では、高齢級の林分が増えている。

しかしながら、一斉に伐採もできず、一方では若返りを図りながら平準化も図っていかないといけないなど様々な課題があるので、計画的な伐採や再造林により若返りを図っていくことや条件が良い場所の森林は、長伐期に移行し、手入れを続けていくということを総合的に行い、資源量の平

準化につなげていきたい。

また、大径材を伐採できる人を育て、大径材に対応した機械の導入等も併せて進めるなど対策を行っていきたい。

事務局

県内の状況として県森連の市場では、一般的な製材工場で挽くことができる末口径が36cmを超える材の割合が、令和3年で約15%である。3年前は13%でこの2年で2%ぐらい上がっている状況である。

立木1本の長さが25、26mあり、それを3mに採材をしていくと、その一番下の元玉が36cmを超え、2番玉以降については、それ以下になるので有効活用ができる。

問題はその一番玉の活用で、そういう大径材を製材してもどうしても年輪方向に反ってしまう。乾燥しても反ってしまい、再度モルダーがけをしなければいけないためコストがかかる。

このため、木材利用技術センターで、乾燥の技術に取り組んでいる。

また、近年ウッドショックで外材がなかなか入ってこないため、国産材に期待が高まっている。3年間で2%ぐらい増えているので、大径材の利用について、業界とも連携し、県も試験研究や売り込みに関する提案などに取り組んでいきたいと考えている。

委員

乾しいたけ生産量は横ばいだが、生しいたけ生産量が伸びている。その理由は何か。

事務局

生しいたけ生産量は、原木と菌床両方とも含んだ数字である。都城は、施設での菌床栽培による生シイタケ生産が非常に盛んであり、平成20年度以降ぐらいから菌床しいたけの生産を増やし始め、県の補助事業なども活用した大規模な菌床栽培施設が導入されているため、年々生産量が増加している。

委員

伐採立木材積が、5年間実績で30万 m^3 と計画を大きく上回っている。

それに対して、今回の計画では主伐が10年間で30万 m^3 となっており、実績に対して半分しか計画してないということになるが、伐採量を抑える対策等を何か考えているのか。

事務局

伐採立木材積等については、国が策定する全国森林計画により割り振られた計画量に基づいて、各流域ごとの計画量としている。実績に合わせた計画量にしようとしても、他の流域との調整等が難しいこともあり、当初割り振られた数値としているが、一方で伐採に対する制限も難しいところ

である。持続的伐採可能量を参考資料として示しているが、将来的に持続的な資源量の確保を図るため、加工業者等も含め、広く関係者間で意見交換などを行い、認識を共有しながら再生林の推進等を図っていきたいと考えている。

委員

今回の計画では、人工林の材積が減少しないことになっているが、今の伐採面積、造林面積からすると、相当量の人工林が50年後はなくなるはずである。

その見通しも含めて、伐採をいかに抑えるかということと、再生林をいかに高めていくかということを相当深刻な課題として取り組まないといけないと思っている。

委員

保安林の指定については、10年間で指定していく面積を示しているのか。まだ指定が必要な山林が結構多いのか。

事務局

指定面積は、この期間に指定する面積である。今回の台風第14号でもかなり被害が出ていることなどから、今後も必要な箇所から順次、指定をしていかなければならないと考えており、全国森林計画の目標値があり、それを達成するための面積を指定していく計画である。

また、面積的には新たに指定する方が多いが、重複して指定する場合もある。

委員

森林の整備と保全の目標に山地災害防止機能等がある一方で、間伐面積の計画量が減っているのはなぜか。

事務局

前計画は、ha当たりの材積を55m³で計算しているが、今回の計画では林齢が上がっており、ha当たり78m³で計算しているため、面積が減ったものである。

委員

そもそも要間伐林分の面積は減っているのか。

事務局

全国森林計画の間伐対象面積は、齢級が高齢化することにより減っているので、宮崎県に割り振られる間伐面積も減っている。

事務局

間伐の対象の3齢級から13齢級について、5年前の計画時点が、約3万9,000haで、今回の計画では、3万5,000haと、約1割減っている状況である。

委員

天然更新面積の実績が計画の60%である。また、伐採後に植栽しない放置林もある。再造林により、山をもう一度生き返らせることが大事であるが、放置林等についてどう考えているのか。

また、林道開設の実績が479%で増えているが、改良は71%である。林業は非常に機械化されており、大型の車が通る道が必要であるが、林道開設計画の考えについて聞きたい。

事務局

植栽未済地については、伐採後3年経過しても更新が完了してない人工林伐採跡地として定義しており、平成21年の2,523haをピークに、徐々に減少しており、近年は800ha程度で推移し、令和2年度末現在で847haとなっている。

植栽未済地を解消する対策として、県ではAIを活用した衛星画像による伐採跡地や植栽未済地の把握を行い再造林対策に取り組んでいる。

林道開設については、各市町村から、開設、舗装、改良、それぞれの要望を調査して計画した。

開設条件の悪いところは既存林道の改良や舗装を行い、条件がいいところは、開設も積極的に進めながら、高規格の林道網を構築していきたいと考えている。

事務局

令和2年度に林野庁が、木材の大量輸送に向けて、セミトレーラーが走行できるように林道の規定を改正した。幹線的な道については大型の車両が通っていくような道を、それから枝別れするようなところについては、木材の運搬車両が通れるよう、メリハリをつけて開設していく計画である。

委員

将来の資源をどうやって維持するかというのが一番課題ではないかと考えている。県内全域を見ると、なかなか機械化も難しい中、作業員を確保し、切って植えて育てるという循環型林業を行うことが林業の経済活動のみならず、各地域の基盤であるので、やはり担い手対策を含めて林業行政を進めていくことが大事ではないかと思う。

また、今後は、その地域によって天然更新させる場所、或いは経済林として維持する場所を作ることも大事であると思う。

中山間地域は人口減少などの課題もあるが、今、林業に対する光が見え始めているのではないかと思う。

事務局

中山間地域にとって、林業は非常に重要な産業である。現状として林業従事者が少なくなっており、その原因は、賃金の話や労働強度が高いことなどで、担い手の確保・育成が難しくなっていると認識している。

このため、都会の人を林業界に呼び込むためのきっかけを作ってもら

	<p>取組や新しい技術による軽労化・省力化に資するような機材導入などを進めていく必要があると思っている。</p> <p>それに加え、労働関係や山村地域の問題を国に伝え、制度面の整備を国に要望していく必要があると考えている。</p>
○質疑	<p>【報告事項】</p> <p>〈第八次森林・林業長期計画に基づく令和3年度の取組について〉</p> <p>〈令和3年度、令和4年度における林地開発許可実績について〉</p>
委員	<p>林地の開発許可について、変更後の面積の増が10haを超えるような場合、保全部会に諮る必要はないのか。</p>
事務局	<p>開発行為に係る森林の変更後の面積の増が10ha以上となる場合、令和3年度までは審議会への諮問案件ではなかったが、令和4年3月に、林地開発許可制度の取扱要綱を改正し、変更後の面積が10haを超えるもの、当初の開発面積との累計で10ha以上となるもの等について、審議会の諮問案件としたところである。</p>
委員	<p>太陽光発電パネルの耐用年数経過後はどのように対応する予定なのか。</p>
事務局	<p>パネルの対応年数は約20年であったと記憶している。耐用年数を超えた場合は、リサイクルなどの対応を考えているところである。</p>
委員	<p>耐用年数が切れた後などは、森林の機能を保つことができるのか。</p> <p>或いは林地から土地の使用目的を林地以外に転用している場合は、何の制限もないのか。</p>
事務局	<p>林地開発許可を出した後は、制限はかけられないため、許可を出す際に協定を市町村と締結するなど、問題とならないよう対応していただくこととしている。</p>
委員	<p>保全部会としても、地域との協定書を結んでいただく形で担保を取ろうという進め方をしているところである。</p>
委員	<p>林業後継者の関係で、林業従事者の災害、事故がかなり多いため、人材確保の面からも労働災害防止は大変重要である。県がリードして、災害防止に全力で取り組むという強い姿勢は打ち出せないものか。</p>

事務局

林業労働災害の発生が非常に多く、県としても苦慮している状況である。林業労働災害を防止するためには、一人一人が高い安全意識を持つことや現場での安全作業の徹底を図ることが大変重要である。

県では労働安全災害防止大会を開催しているが、なかなか安全対策の取組が徹底されていないとも考えられる状況であるので、県内に配置している8名の安全衛生指導員が、現場の巡回指導により安全作業の徹底を指導している。

さらに、伐採作業時の安全研修やより安全性の高い防護服の導入支援、電動式の楔などの導入補助も実施しているところである。

今回の林業死亡労働災害の多発警報の発令を受けて、緊急の指導会も実施しているので、今後とも関係部局とともに労働災害の防止に努めて参りたい。

委員

林業労働災害防止は大事な点である。実態として国有林の仕事をしている事業体は、しっかり取り組んでいるが、民有林の仕事しかしていない事業体は意識が低いようである。今の取組をより一層強化し、指導することが、命を守るためにも大事だと思う。

事務局

今年10月末の時点で、宮崎県内での林業死亡災害は5件発生している。林業が、死亡災害の発生が多い産業だという認識を持たれてしまうと、担い手確保も困難になるため、深刻に受けとめる必要がある。

特効薬が無く、日頃のそれぞれの方々の心掛けが一番重要であり、それをどうやって徹底していくのか、また、指摘のあった民有林の事業体への指導に注意しながら、少しでも労働災害が減るような対策を真剣に考える必要がある。

委員

林地の動きについて、再造林をするため集約化したいと思っても、なかなか集約、売買できる状況にない。買うことができない状況だと再造林も進めにくいと考えるので、林地の売買の状況を教えて欲しい。

事務局

森林法に基づく売買等を行った場合の事後の届出は、徐々に増えてきており、令和元年度が1,322件の1,362ha、2年度が1,204件の2,370ha、3年度が1,131件の1,930haで、元年度から2年度にかけて、約1,000ha増えている。

また、県の条例に基づく事前届出は、令和2年度が991ha、3年度が約751haとなっており、土地の売買の動きは活発化している。

委員

林地売買が再造林が進まない理由になるのか。

事務局

林地売買の実績により、どれくらい再造林がされるかどうかを把握するのは難しい。

委員

再造林を推進していく上での障壁になっているかもしれないので、可能な範囲で情報収集し、フィードバックをお願いしたい。

委員

林業就業者数が多いのは嬉しいことだが、就業者は素材生産作業の方に行き、造林作業を敬遠しているのが現状である。

小規模の山林を集約し、なるべく山を削らないよう大型の重機は持たないでやっているが、所有者に道の開設の承諾が得られない。

台風後等には、壊れて使えない状況の道もあるので、資源循環型の林業を行うなら、台風等でも壊れない道を作っていく必要がある。作業道の開設には補助があるが、改良はないので、再造林を視野に入れて、県独自で何か考えるとか、道が崩壊したら開設者に責任を持たせるため現場に開設者名を明記させるなど何か対策ができないかと考えている。

事務局

最近、伐出路の開設により災害に繋がりにくいような作業をしている現場も散見されており、県では、適正な伐採や再造林を行うためのガイドラインをつくり、事業者の方を対象にした研修会や推進大会を開催して、指導を行っているところである。

また、伐採届出時に市町村による適正な伐採についての指導や流域単位で伐採パトロールも行っている。

委員

ガイドラインは恐らくどの事業者も知っているが、搬出路は2年後には荒れて使えなくなっている。その後は、造林をする事業者が独自に補修すると言われる。これが、造林が進まない理由の1つとも思われるので、何か対策ができないかと考えている。

委員

奥地の資源を有効に活用する意味でも、林道の整備をしっかりと行っていくことや、伐採の時の搬出路の開設方法に課題がある。

事務局

林道からその先の搬出路については、道を作ってもその2年後にはもう使えないような状況で、その負担が事業者にいつてるとするのは、確かに再造林の一つのボトルネックになっている。また、奥地化していけばなかなか搬出路も開設できない。

委員

このため、奥地の伐採については、架線集材を念頭に土場の配置などの考え方を県が示し、それに基づいて取り組んでいく必要がある。意見を踏まえ、次の対策に進んでいけるよう考えていきたい。

伐採パトロールを県や警察と行っており、災害が起こりそうな作業を行っている事業体には指導を行っているところである。しかし、作業後のパトロールは行っていないので、作業終了時のパトロールも必要ではないかと感じている。

また、労働災害について、安全パトロールを経営者がどこまで真剣にやっているかどうかはわからない。伐採パトロールと安全パトロールを一緒に行い、的確に現場で指導すると効果があるのではないか。労働災害防止に取り組んでいるが、なかなか周知ができない。林業に対する印象も悪くなるし、減らすには厳しい処置をしていかないといけないとも考える。